

臓器移植普及啓発活動団体助成要綱

(平成30年5月8日制定)

改正 令和5年4月1日、令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団助成金の交付に関する規則(令和5年3月30日制定)に定めるもののほか、助成金規則第22条の規定に基づき、臓器移植普及啓発活動団体助成事業の執行について必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体とは、次の各号を満たしているものとする。

- (1) 法人格を有し、法人の所在地が沖縄県内にあって、沖縄県内で継続的に活動している団体であること。
- (2) 臓器移植普及啓発活動の実績があり、今後事業団と連携した活動が見込める団体であって、かつ計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。
- (3) 営利、政治、宗教活動を目的としない団体であること。
- (4) 原則、医療機関は対象としないが(公社)日本臓器移植ネットワークが認定する移植施設はその限りではない。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、前条の団体が実施し、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 臓器移植に関する普及啓発事業及び公開講座等の開催事業
- (2) 臓器移植に関する普及啓発活動実践者等の育成事業
- (3) その他理事長が特に認める事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条に定める事業を実施するために必要な経費で別表1の経費を除くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費から助成対象団体が助成対象事業で得た収入額を控除し、1団体について上限20万円とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、助成申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、必要な審査を行い、当該事

業年度の事業計画に基づき助成することのできる資金の状況を勘定の上、助成の可否を決定し、助成決定通知書(様式第2号)又は助成不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第8条 助成決定の通知を受けた団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の内容を第7条の申請後原則として変更することはできない。

2 助成事業者は、助成事業の実施に伴う各種印刷物への助成名義の表示及び事業団が定める各種方法により、事業団の助成対象事業であることを広く一般に明示するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成事業者は、やむを得ない事情により助成金の申請の取り下げをする場合は、速やかに、助成申請取下書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、事業に関する報告を行い、助成事業実績報告書(様式第5号)に証拠書類等の必要な書類を添えて、事業完了の日から30日以内に理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 理事長は、前条に定める助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第6号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者は、助成金の確定通知を受けた時は、速やかに助成金請求書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。その後、理事長は助成金請求書を受領し助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(関係書類の設備等)

第13条 助成事業者は、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第 4 条関係)

助 成 対 象 外 経 費	<ol style="list-style-type: none">1 団体の通常活動にかかる運営経費 (関係者の給与、家賃、光熱水費、旅費交通費等)2 飲食費3 備品購入経費4 その他助成対象団体が負担すべきと考えられる経費
---------------------------------	--